

**兵庫県公館敷地におけるにぎわいづくり実証実験  
出店者募集要項**

**1 開催概要**

**(1) 名称**

兵庫県公館敷地にぎわいづくり実証実験

**(2) 目的**

新庁舎等整備プロジェクト基本構想で定めた県庁舎等整備に合わせた公館の民間活用を図るため、実証実験として、公館開放日（毎月第2・第4土曜日）に飲食等のにぎわい機能を誘致することで、公館敷地における人流や求められるにぎわい機能の把握を行う。

**(3) 主催者**

兵庫県（新庁舎企画課、秘書課儀典室）

**(4) 開催期間**

令和8年7月25日（土）～11月28日（土）の毎月第2・第4土曜日（8日間）  
10:00 から 16:00 まで  
※令和8年11月14日（土）は庁内イベント実施の関係で除外日とする。  
※開催時間は、主催者と協議の上、変更可

**(5) 開催場所**

兵庫県神戸市中央区下山手通4丁目4番1号  
  
(兵庫県公館敷地内（※公館建物内除く）)

**(6) 公館敷地にぎわいづくり実証実験 出店概要資料**

出店に際し、必要な事項は別紙「公館敷地にぎわいづくり実証実験出店概要資料（以下、「概要資料」という）」に記載のとおり。

**2 募集要項**

**(1) 応募資格**

応募資格者は、以下に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- ① 公館敷地にぎわいづくり実証実験の目的に賛同する事業者、個人、グループであること。
- ② 業務実施にあたり、兵庫県との打合せ等に適切に対応できること。
- ③ 業種により必要な営業許可を取得していること。
- ④ 当日の来客層や売上等のデータ提供その他実施に関する県のアンケート調査に協力できること。

⑤ 次のいずれにも該当しないこと。

- ア 地方自治体施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 号の 4 に規定する一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者
- イ 県が賦課徴収するすべての県税、消費税又は地方消費税を滞納している者
- ウ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団又は暴力団員の統制の下にある者
- オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の者

## (2) 1 日あたりの出店数

最大 3 店舗（ブース）

※なお、敷地全体を活用したイベントで複数の店舗の出店を一括で希望される方は店舗数、出店場所も含め別途相談に応じる。

## (3) 出店者の選定方法

開催日ごとに先着順とする（詳細は出店概要資料を参照）

## (4) 募集から選定までのスケジュール

- ① 募集要項の発表・受付 令和 8 年 6 月 8 日（月）から受付開始  
※敷地全体を活用したイベントで複数の店舗の出店を一括で希望される方は、6 月 1 日（月）から受付開始
- ② 応募資料提出期限 各開催日の 1 か月前まで（店舗数に空きがある場合は開催日 2 週間前まで期限を延長する。なお、定数に達し次第、応募受付を終了する。）
- ③ 書類審査の結果通知 各開催日の 3 週間前までを目安として（各開催日の 1 か月前を過ぎての応募の場合は、概ね応募受付から 1 週間程度）

## (5) 募集要項等に関する質問受付及び回答

### ① 質問方法

文書（任意様式）で行うものとし、下記アドレスにメールにて提出すること。

なお、メール件名には「【公館敷地にぎわいづくり】」の文言を入れること。

E-mail : [shinchoshakikaku@pref.hyogo.lg.jp](mailto:shinchoshakikaku@pref.hyogo.lg.jp)（新庁舎企画課）

### ② 回答方法

質問受領後、3 日（土日祝を除く）以内にメールにより回答しますので、応募資料の提出に向け余裕を持って質問すること。

ただし、関係者などへの確認を要する質問等、3 日以内に回答できない場合は、その旨を連絡する。

## (6) 応募資料等の受付及び書類審査

### ① 提出期限

本募集要項の発表日から原則、各開催日の1か月前までとする（ただし、店舗数に空きがある場合は開催日2週間前まで期限を延長する。なお、定数に達し次第、応募受付を終了する。）。

### ② 提出資料

- ア 出店申込書兼誓約書（様式1）
- イ 過去のイベント出店時のブース写真（出店実績有の場合）
- ウ 今回出店予定の商品写真
- エ 出店者本人（代表者）の顔写真付き確認書類の写し（撮影データ可）  
※運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（表面のみ）等
- オ 必要な営業許可証（撮影データ可）

### ③ 提出方法

上記②に記載の提出資料のファイルを下記アドレスに送付すること。なお、ファイル容量の関係で分割して送付する場合は、タイトルにその旨が分かるように表記すること。

E-mail : [shinchoshakikaku@pref.hyogo.lg.jp](mailto:shinchoshakikaku@pref.hyogo.lg.jp)（新庁舎企画課）

タイトル：（提出者名）－出店に関する応募資料等

### ④ 到着の確認方法

事務局にて提出資料を受付後、到達確認メールを返信します。提出後、3日（土日祝を除く）を経過しても到達確認メールが届かない場合は、事務局まで問い合わせください。

## 3 出店要項

### (1) 出店場所

兵庫県神戸市中央区下山手通4丁目4番1号

（兵庫県公館敷地内（※公館建物内除く））

※主催者が指定する出店エリア内の区画（別添参照）

### (2) 出店期間

下記期間のうち、希望する日（複数日の応募可）

令和8年7月25日（土）～11月28日（土）の毎月第2・第4土曜日（8日間）

10:00 から 16:00 まで ※開催時間内において、1時間以上の出店を行うこと。

※令和8年11月14日（土）は庁内イベント実施の関係で除外日とする。

※搬入は8:45 から 10:00、搬出は16:00 から 17:30 の間に行うこと。

※出店時間は、主催者と協議の上、変更できるものとする。

### (3) 出店区画

テントブース1区画（W2.5m×D2.5m＝6.25㎡）

キッチンカーによる出店は別途必要面積を確保する。

出店区画配置は主催者にて行う。決定した出店区画を他者と交換することはできない。

#### (4) 備品・設備

主催者で手配可能な基礎備品は以下のとおり。

パイプ机

パイプ椅子

※椅子・机ともに終了後は脚などの汚れを拭いて返却すること

使用を希望する場合は、出店申込書にその旨を記載すること

1区画につき、パイプ机1脚、パイプ椅子4脚の貸出を上限とする

先着順での貸出のため、在庫がなくなり次第、貸出は終了とする

#### (5) 出店にかかる経費・条件

・出店料はアンケートに協力いただくことを前提に徴取しない。

・敷地内の電気・水道等は使用不可

※ 別途、各自で発電機・給水タンク、ポリタンク等を用意すること。

・火気の使用は禁止（IH（電磁）調理器、ホットプレートは可）

・出店場所が庭園の一部であることに留意し、次の安全管理を徹底すること。

・自然発車を防止するに足る性能を有する輪留めを用意し、駐車するときに適切に取り付けること。

・車両を動かす際には前後左右を確認する、通行人等への声掛け行うなど、安全運転を徹底すること。

・車両の駐車及び看板等動産の設置にあたって、通行人等に影響がないよう、安全管理を徹底すること。

・公館内は飲食禁止とする。販売した飲食物の公館内への持ち込みも禁止とする。

・各店舗でゴミ箱を設置し、出店で発生したゴミは全て持ち帰ること。公館内のゴミ箱及び敷地内への投棄は禁止とする。

・ベンチ等を設置する場合、区画の中で設置すること。（庭園内既設ベンチ5台あり）

・許可区画以外の使用（ノボリ等の設置を含む）等は禁止とする。ただし、作業等のため必要な場合は、事前に連絡の上、県が指定する場所を使用することができる。

・公館内のお手洗いは利用可能

#### (6) その他

上記の出店要項は概要資料からの抜粋である。

詳細等については、概要資料を確認すること。

##### 【概要資料 掲載項目】

食品管理、火気取り扱い、ブースの設営・撤去、衛生・ゴミ、搬入・搬出、中止判断・連絡 等

## 4 留意事項

- (1) 販売価格は社会通念から逸脱しない適切な価格、また事業者が定める通常の価格で提供すること。
- (2) 出店者間でのトラブル、食中毒などの食品衛生管理に関して発生する損害等については、出店者の責任とし、主催者はその責任を一切負わない。
- (3) 悪天候等やむを得ない事情により開催を中止する場合がある。その際、発生した諸経費等は各出店者の負担とする。
- (4) 悪天候等による中止の場合は、前日 17 時までには主催者が中止を判断し、各出店者にメールにより通知する。
- (5) 開催中、各出店者の写真撮影を行う。撮影した写真は、主催者作成の HP 及び広報等に使用する場合があるため、予め了承のこと。
- (6) 来館者、通行人及び近隣住民等への迷惑行為、敷地内を歩きながらの販売やチラシの配布、拡声器等を使用した呼び込み及び大音量のBGM、異臭を出す行為は禁止とする。
- (7) 混雑時等、敷地内の動線及び安全を確保すること。
- (8) 敷地内は全面禁煙(加熱式たばこ含む)。

## 5 事務局

(出店に関すること)

兵庫県総務部県庁舎整備プロジェクト室新庁舎企画課

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1 (2号館地下1階)

TEL : 078-362-9129 FAX : 078-362-3943

E-mail : [shinchoshakikaku@pref.hyogo.lg.jp](mailto:shinchoshakikaku@pref.hyogo.lg.jp)

(公館敷地内の利用に関すること)

兵庫県総務部秘書広報室秘書課儀典室

〒650-0011 兵庫県神戸市中央区下山手通 4-4-1 (県公館)

TEL : 078-362-9379 FAX : 078-362-4468

E-mail : [giten@pref.hyogo.lg.jp](mailto:giten@pref.hyogo.lg.jp)